

志免町子ども未来プラン （第2期子ども・子育て支援事業計画）

ダイジェスト版

〔令和2年度～令和6年度〕

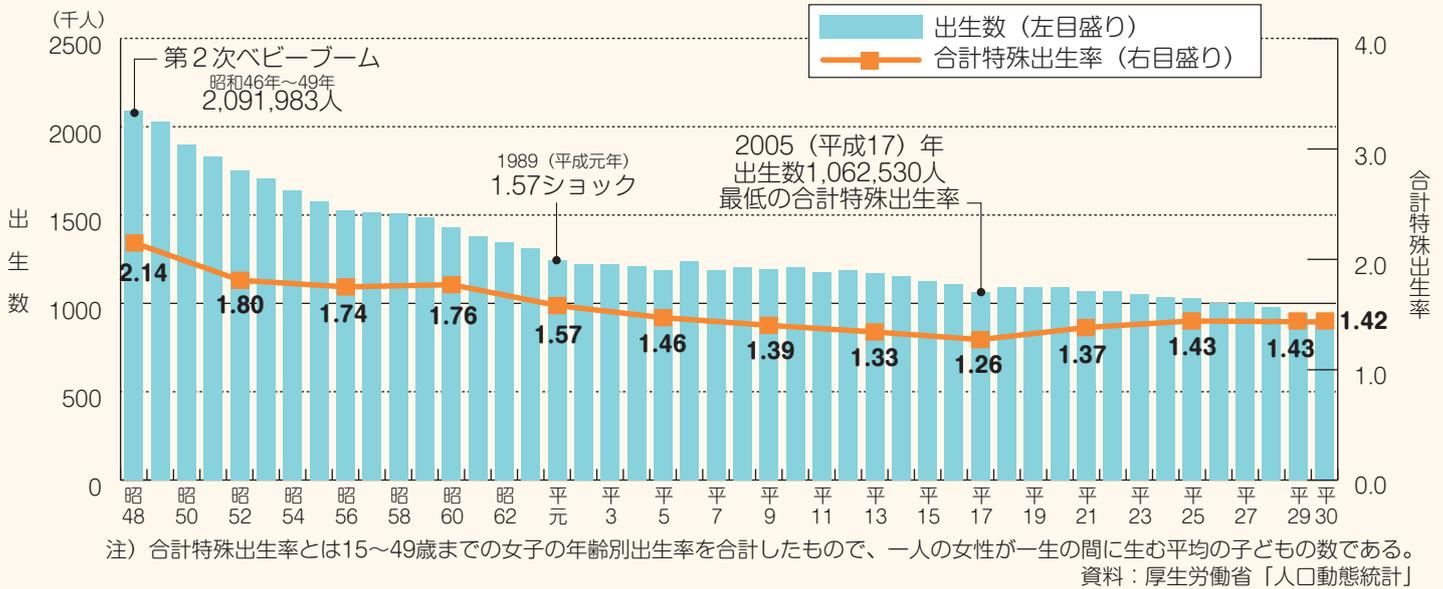


令和2年3月
志免町

■ 計画策定の背景

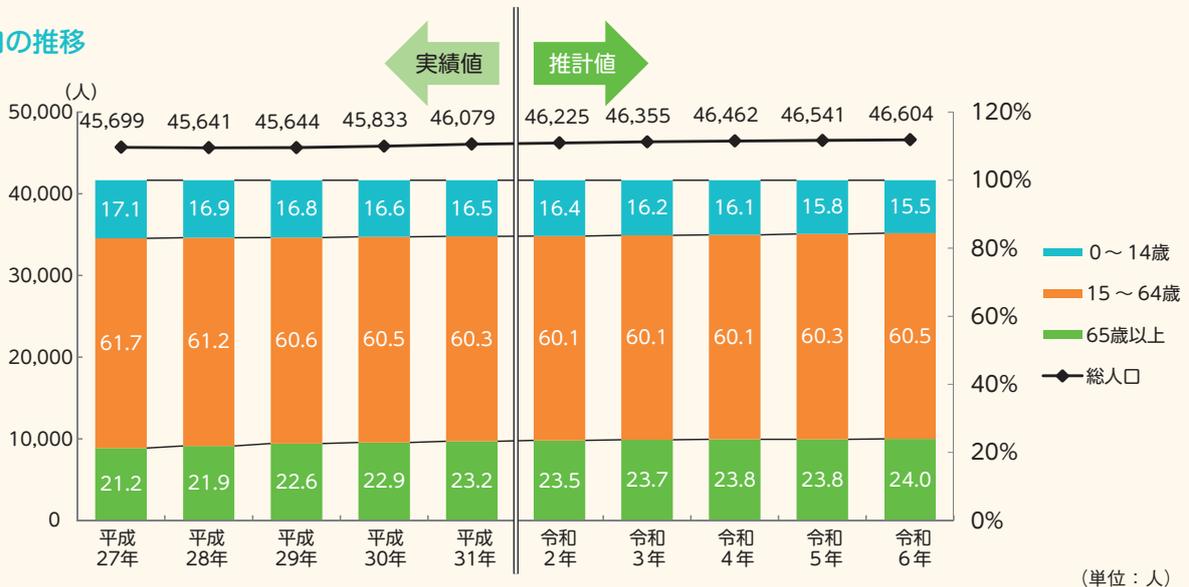
我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約210万人でしたが、昭和50年に200万人、昭和59年には150万人を割り込み、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。合計特殊出生率をみると、全体に低下傾向にあり、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後は回復傾向を見せ、平成30年には1.42となりましたが、人口の維持に必要と考えられる2.07人を大きく下回っており、依然として少子化が進行しています。

■ 全国の出生数と合計特殊出生率の推移



志免町の総人口は、平成27年では45,699人でしたが、平成31年は46,079人と5年間で380人増加しています。今後の推計値をみても、5年後の令和6年には46,604人と、依然増加傾向が見込まれています。しかしながら、年少人口は一貫して減少傾向にあり、少子化が進行しています。

■ 人口の推移



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	7,798	7,711	7,680	7,613	7,604	7,578	7,521	7,473	7,358	7,245
15～64歳	28,191	27,920	27,652	27,722	27,772	27,780	27,854	27,930	28,086	28,189
65歳以上	9,710	10,010	10,312	10,498	10,703	10,867	10,980	11,059	11,097	11,170
総人口	45,699	45,641	45,644	45,833	46,079	46,225	46,355	46,462	46,541	46,604

資料：平成27年～平成31年 住民基本台帳（各年4月1日現在） 令和2年～令和6年 コーホート変化率法による推計値

志免町では、こうした状況の中でも高まる子育て支援のニーズに応えるため、国の「子ども・子育て支援新制度」に基づき「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「計画的な保育の量的拡大と確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図ることを目的とした「志免町子ども未来プラン（子ども・子育て支援事業計画）」を策定しています。

本計画は、令和元年度をもって第1期の計画期間を終了することから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「志免町子ども未来プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

■ 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条を踏まえ、第61条第1項に基づき策定するものです。また、志免町では本計画を「志免町次世代育成支援行動計画」を継承する計画として位置づけます。

さらに、志免町の最上位計画である「第5次志免町総合計画」の政策目標「未来の担い手と共に育つまち」の実現を図る部門別計画として、「子どもの最善の利益」を守ることを基本として策定します。同時に、「志免町男女共同参画行動計画」、「志免町障害者プラン」等の各部門計画と連携し、整合性を図りながら、本計画における施策を推進していくものとします。



■ 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
志免町子ども未来プラン (子ども・子育て支援事業計画) (次世代育成支援後期行動計画)					志免町子ども未来プラン (第2期子ども・子育て支援事業計画) (次世代育成支援行動計画)				

■ 計画の推進

●町民、行政、事業者による連携した取り組みの充実

本計画で示した諸施策を確実に実施し、子どもの伸びる力と育心を支える町を実現するためには、全庁的な取り組みが必要です。まずは本計画の理念や施策等に対する理解が庁内に浸透するよう、子育て支援課、経営企画課、学校教育課、健康課、福祉課、社会教育課、住民課、生活安全課、まちの魅力推進課、都市整備課等の関係各課による「子どもの権利及び子ども施策推進会議」を開催し、志免町における子どもと子育てに関する施策の一層の推進を図ります。

同時に、地域社会全体で子どもの育ちと子育て家庭を支援していくために、町内会、民生委員・児童委員、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、PTA、子ども会育成会連絡協議会、子育て支援ボランティア団体、企業・事業所などの連携を図ります。

●計画の進捗状況の管理・点検と評価体制の整備

本計画に基づく各施策・事業の実施にあたっては、住民のニーズの変化や国における新たな施策などへも適切に対応できるよう、適宜見直しを行います。毎年、計画に基づく施策・事業の進捗状況を把握し、その結果を「志免町子ども・子育て支援事業計画策定審議会」へ報告し、同審議会において点検と評価を行うとともに、その結果を公表します。

また、見直しにあたっては、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）の実効性を高めるため、個別事業の進捗状況に加え、基本目標ごとに利用者の視点に立った成果指標を設定して点検・評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。



■ 計画の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

伸びる力育む心を支えるまち

I

子どもの伸びる力を支える

① 子どもの権利の周知と理解

② 子どもの生きる力の育成に向けた取り組みの充実

③ 次世代を含む若い世代へ、子どもを生ま育てることの意識啓発

④ 子どもの健全育成に関する取り組みの充実

⑤ 障がいのある子どもの療育・教育の推進

II

安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する

① 子どもや母親の健康・保健・医療体制の充実

② 家庭への子育てに関する情報提供と相談体制の充実

③ 援助を必要とする家庭等への支援

III

家庭と社会参画の両立を支援する

① 男女がともに子育てに参加することができる環境整備

② 就業に関する情報の提供

③ 教育・保育事業や学童保育等支援体制の整備

IV

子どもの視点に立った地域社会をつくる

① 子どもの視点に立った地域支援体制づくりの促進

② 子どもの年齢に応じた居場所づくり

③ 地域全体での子育て支援の充実

④ 子どもの安全・安心の確保

基本的施策

(1) 志免町子どもの権利条例の周知と理解を広める取り組みの充実 (2) 子どもの権利相談の充実

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実 (2) 子どもの体験活動の充実

(1) 思春期教育における心と体の教育の拡充 (2) 中・高校生等が子どもとふれあう機会の拡充

(1) 子ども・青少年相談機関との連携及び子どもへの情報提供
(2) ひきこもり及び不登校やいじめへの対応の充実 (3) 非行等の問題を抱える子どもや家庭への支援

(1) 療育・相談体制の充実 (2) 保育園・幼稚園の障がい児受け入れの充実
(3) 小・中学校の障がい児受け入れの充実 (4) 社会参加、交流活動の推進

(1) 健康診査・予防接種の充実 (2) 医療体制の充実 (3) 安心快適な出産・育児への支援

(1) 情報提供の機会の拡充 (2) 学習機会と内容の充実 (3) 子育てに関する相談体制の充実

(1) 経済的支援事業等の周知 (2) 援助を必要とする家庭への支援

(1) 男性の子育てに関する意識啓発 (2) 企業・事業所への意識啓発

(1) 就業に関する情報の提供

(1) 幼児期の教育・保育事業の充実 (2) 学童保育の充実 (3) 乳幼児一時預かり等の実施

(1) 地域での子育て支援活動の充実 (2) 子ども会育成会への支援

(1) 子どもの居場所づくり (2) 保育園、小・中学校の地域開放 (3) 町民図書館等の充実

(1) 町の計画策定や施策実施への子どもや子育て世代の参加
(2) 子育てに関するボランティアの活動支援

(1) 子どもの安全を確保するための環境整備 (2) 子どもの安全を確保するための活動の推進
(3) 被害にあった子どもの保護の推進

■ 計画の推進に向けた重点的取り組み

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援事業計画策定審議会では、志免町次世代育成支援後期行動計画の実施状況を点検して評価するとともに、これからの子ども・子育て支援を総合的・体系的に推進するためのより効果的な施策について議論を重ねてきました。その結果、本計画において特に重点的に取り組むべき課題を次のように定めます。

(1) 子どもの権利の周知と理解

子どもの権利を保障することは、子ども・子育て支援の基本であり、子どもが権利の主体として認められている社会においては、子どもは他者の存在を尊重し、自他の権利を保障するために支援を求める力や社会の一員としての規範意識を育むことができます。

継続的に子どもの権利の周知と理解の促進に努め、子ども・子育て支援を充実させます。

(2) 教育・保育事業や学童保育の充実

子ども・子育て支援法では、何よりも子どもの最善の利益が尊重されるものとしています。その上で家庭の状況、障がいの有無等個別の実情に合わせて、すべての子どもが安心して過ごすことができる支援体制の整備と充実が求められています。そのため、教育・保育事業および学童保育事業は、単なる量の拡大にとどまらず、さらなる質の向上を図り、より一層充実していきます。

(3) 子どもの年齢に応じた居場所づくり

子どもは成長過程において失敗を含めた様々な実体験から多くのことを学ぶものです。思春期を迎えると、家族よりも同世代の友人や保護者以外の大人との交流を求めたり、自分自身に向き合う一人で過ごす時間を大切にしたりすることも多くなります。しかし、現在、子どもたちにもスマートフォンの普及は進み、インターネット上だけの人間関係やゲーム等仮想化された世界で過ごす時間が長くなっています。子どもののびやかな育ちを支えるために、子どもが、保護者以外の大人も含めた緩やかな見守りの中で、自分の意思でチャレンジしたり、息抜きできたりする場の整備や機会の提供を図ります。

主な該当事業

- ◆子どもの権利条例に基づく行動計画の推進
- ◆子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の推進
- ◆学校教育における障がいに対する正しい認識の普及と理解の促進
- ◆子どもの権利相談体制の充実
- ◆メディアリテラシー教育の充実
- ◆家族や育児について学ぶ機会の拡充

主な該当事業

- ◆地域型保育事業の充実
- ◆障がい児保育の充実
- ◆幼児期の教育・保育の質の向上
- ◆幼児期の教育・保育に関する適切な人員の確保
- ◆学童保育の充実
- ◆子育て支援に関する情報提供の拡充
- ◆子育て支援センターの設置
- ◆子育てサポート事業の充実(ファミリー・サポート・センター)

主な該当事業

- ◆子ども会育成会の自主的活動の支援
- ◆障がい者と児童の日常的な交流の促進
- ◆配慮を必要とする子どもへの地域での活動支援
- ◆地域住民の子育て参加の拡大
- ◆子どもの遊び場の充実
- ◆子どもが利用しやすい
町民図書館等の充実



■ 教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制

1 教育・保育の提供区域の設定

本町では、志免町全域を提供区域として定め、教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保内容とその実施時期を定めます。

2 定期的な教育・保育事業の提供体制

子ども・子育て支援新制度では、認定は以下の3つの区分となり、それぞれの施設の利用が決定することから、確保の内容と実施時期はこの認定区分ごとに設定します。

☞ (続き) 定期的な教育・保育事業の提供体制

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育標準時間認定) (保育短時間認定)	満3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園 地域型保育施設
3号認定 (保育標準時間認定) (保育短時間認定)	満3歳未満で保育を必要とする子ども	

(単位：人)

	令和元年度実績				令和2年度				令和3年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			
量の見込み	500	924	120	302	457	953	140	363	450	939	138	368	
確保 方策	教育・保育施設 (保育所・幼稚園・認定こども園)	701	622	103	336	716	645	103	342	716	669	103	348
	地域型保育事業			3	12			3	12			6	24
	合計	701	622	106	348	716	645	106	354	716	669	109	372

	令和4年度				令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			学校教育のみ	保育の必要性あり			
量の見込み	448	936	137	373	443	925	135	379	447	934	133	384	
確保 方策	教育・保育施設 (保育所・幼稚園・認定こども園)	716	669	103	348	716	669	103	348	716	669	103	348
	地域型保育事業			9	36			9	36			9	36
	合計	716	669	112	384	716	669	112	384	716	669	112	384

※特定教育・保育施設には、新制度に移行しない幼稚園も含まれます。

3 地域子育て支援事業の提供体制

事業名(国事業名)	指数	令和元年度見込	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育事業 (時間外保育事業)	見込	650	654	654	650	642	642
	確保方策	650	992	992	992	992	992
幼稚園の預かり保育 (一時預かり事業(預かり保育))	見込	1,920	3,063	3,063	3,063	3,063	3,063
	確保方策	1,920	5,739	5,739	5,739	5,739	5,739
一時預かり事業 (一時預かり事業(預かり保育を除く))	見込	714	2,135	2,135	2,135	2,135	2,135
	確保方策	528	2,950	2,950	2,950	2,950	2,950
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	見込	186	186	186	186	186	186
	確保方策						
病後児保育事業 (病児保育事業)	見込	130	130	130	130	130	130
	確保方策	130	825	825	825	825	825
	実施施設数	1	2	2	2	2	2
ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	見込	35	35	35	35	35	35
	確保方策	35	35	35	35	35	35
にじいろポケット・子育て広場・サロン (地域子育て支援拠点事業)	見込	-	2,442	2,468	2,439	2,407	2,379
	確保方策	4	3	3	3	3	3
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)【就学児のみ】	見込	120	120	120	120	120	120
	確保方策	120	120	120	120	120	120
子育て支援センター等 (利用者支援事業)	見込	1	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1	1
赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	見込	460	420	420	420	420	420
	確保方策	保健師等による訪問を実施					
養育支援訪問事業 (養育支援訪問事業)	見込	430	440	440	440	440	440
	確保方策	専門職による訪問を実施					
妊婦健康診査 (妊婦に対して健康診査を実施する事業)	見込	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	確保方策	委託医療機関で実施					
学童保育事業 (放課後児童健全育成事業)	見込	552	585	585	577	568	561
	確保方策	420	460	600	600	600	600

■ 志免町の子育て家庭を支えます

🌸 ファミリー・サポート・センターしめ

「ファミリー・サポート・センターしめ」は、子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手助けをしたいという人との有償で会員制の援助活動組織です。会員になってご利用ください。

<具体的な援助の内容>

1. 保育施設への送迎
2. 保育施設の保育開始前および終了後の援助
3. 学校の放課後、学童保育終了後の援助
4. 子どもが軽度の病気など臨時的突発的な場合の援助
5. その他センターの趣旨に適合していると認められる援助

【連絡先】

場所 志免町大字志免451-1
総合福祉施設シーメイト1階
電話 092-936-5500
FAX 092-936-5509
●お問い合わせ受付時間
9:00～17:00
火曜～土曜（祝日を除く）
※日曜・月曜日休み

🌸 子育て世代包括支援センター「さくらの木」

子育てに迷ったとき、一人で悩んでいませんか？
妊娠期から出産、子育て期の様々な悩みや質問や相談をお受けし、情報提供やアドバイスを行うなど安心して育児ができるようにサポートします。お母さんやそのご家族もお気軽にご相談ください。

【連絡先】

場所 志免町志免中央一丁目
3番1号
保健センター 健康課内
電話 092-935-1473
●相談受付日・時間
月曜～金曜 8:30～17:00

🌸 教育なんでも相談

子どもの教育に関する保護者の方のご相談や、児童・生徒の皆さんの“悩んでいること、心配なこと”を直通の電話や面接で相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
来室の場合は、事前にご連絡のうえお越しください。

【連絡先】

場所 志免町役場3階
教育相談室
電話 092-936-4154（よいこよ）
●相談受付日・時間
月曜～金曜 8:30～17:00

🌸 子どもの権利相談室（スキッズ）

子どもの権利侵害に対する、速やかで適切な救済と回復を支援するため子どもの権利救済委員（子どもの権利相談室）を設置し、電話や面接で相談を受け付けています。大人も子どもも相談できます。
お気軽にご相談ください。

【連絡先】

場所 志免町大字志免451-1
総合福祉施設シーメイト1階
電話 0120-928-379
FAX 092-935-1750
●相談受付日・時間
火・木曜 13:00～19:00
土曜 10:00～17:00

🌸 子どもの居場所「リリース[Relief.]」

中高生世代の子ども達が、自分らしさを大切にしながら、自由に活動し、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所です。
中高生世代であれば、誰でも自由に利用できます。

【連絡先】

場所 志免町坂瀬21-1
坂瀬共同利用施設
電話 092-577-4098
●開所時間
月曜～金曜 13:00～18:00
土・日曜、祝日 10:00～16:30

発行 志免町 編集 子育て支援課

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

電話：092-935-1001（代表） FAX：092-935-2697 E-mail：kosodate@town.shime.lg.jp

※計画書は、役場情報コーナー、図書館、シーメイト、子育て支援課に置いてありますので、ご覧ください。